

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名: 「通報連絡設備保守点検作業(新分析棟等)」
- (2) 趣旨及び概要: 仕様書による。
- (3) 数 量: 一式
- (4) 作 業 期 間: 2026年 4月 1日 から 2027年 3月31日
- (5) 作 業 場 所: 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号: 110-0015

所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階

機関名: 公益財団法人核物質管理センター

担当部署: 総務部 契約課

フリガナ: サカイ ノリカズ

担当者名: 酒井 紀和

電話番号: 03-5816-7765

F A X : 03-3834-5265

M a i l : keiyaku-info@jnmcc.or.jp

(2) 参加意志確認書の提出期限

2026年 2月 9日(月) 午後4時まで

公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)

なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

(3) 提出書類(電子メール可)

- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
- ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であつて、その事実があつた後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。

審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。

応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2026年 1月21日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

資格要件確認書							
契約番号	212-007		請求元課室	安全施設課			
契約件名	通報連絡設備保守点検作業(新分析棟等)		購買区分	A・B・C・ (D) ・E			
参加者名			評価の有無	無(有)X下記のとおり			
評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄			
				判定	判定理由	判定者	
1 業務の実施・ 管理体制等	1.1	業務の実施体制	① 業務の実施に十分な 人員数及びスキル(業務 遂行に必要な有資格等) が確保されていること。			請求元 課室長	
	② 必要な業務分担(設 計開発、製造、調達、試 験、検査、保守、設置工 事、品質保証等)及び管 理体制(品質管理責任 者、作業管理者等を含 む)がとられていること。						請求元 課室長
			1.2	品質管理及び 情報セキュリ ティ体制	① 受注する製品及び サービスを要求項目に 沿って提供できる品質管 理システム(設計・開発を 含む)が確立しているこ と。		
	② 情報セキュリティに對 する管理体制が確立し ていること。					請求元 課室長	
	1.3		コンプライア ンス	①コンプライアンス違反 の有無(有の場合はどの ように改善したか。)			請求元 課室長
	②不適合事象の有無 (有の場合はどのように 改善したか。)					請求元 課室長	
2 技術確認事 項	2.1	P3, 8	通報連絡設備保守点検 作業の従事経験3年以上 を有する作業員を1名 以上配置できること。	通報連絡設備保守点 検作業の従事経験3年 以上であることを証明 する書類			請求元 課室長
	2.2		技術設備の 確認				請求元 課室長
	2.3		物品性能の 確認				請求元 課室長
	2.4		物品の実績 の確認				請求元 課室長
	2.5						請求元 課室長

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者に提出すること。

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社 名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目		仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
					判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等			※タイトル行(太線内)は変更しないでください。	●●資格証(写)		「センター記入欄」には何も記入しないでください。	
			数及びスキル(業務遂行に必要有資格等)が確保されて				
本書は、案件ごとに記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書等の書類と合わせて、入札仕様書等の提出期限までにメールまたはFAXにて提出してください。				QMS体制図			
② 情報セキュリティに対する情報セキュリティ体制と。				●●資格証(写) □□証明書			
複数例示された資料から選択する場合は提出する資料名を○で囲んでください。							
2 技術確認事項	2.1 技術能力の確認	P.1 2(3)	① ○○の資格を有する作業員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書			
	2.2 技術設備の確認						
	2.3 物品性能の確認	P.3 4(1)	の性能要件を満たしていること。	製品のスぺックがわかる資料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績の確認	P.4 5(1)	① 過去5年間で、当該製品は、(耐震設計基準●クラスで)納入実績を示すこと。	納品実績表			
例示された資料と提出資料が異なる場合は実際の資料名に訂正してください。							

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2026年1月21日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「通報連絡設備保守点検作業(新分析棟等)」
2. 添付資料 (公募説明書において提出を求めた書類)
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

通報連絡設備保守点検作業（新分析棟等）

仕様書

2026 年度

公益財団法人 核物質管理センター

目次

1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 契約範囲	1
4. 対象設備	1
5. 作業実施場所	1
6. 実施期間等	1
7. 作業内容	2
7.1 定期点検作業	2
7.2 保守作業（緊急保守作業）	2
7.3 修理費用	3
7.4 その他	3
8. 作業に必要な資格等	3
9. 支給品及び貸与品	3
9.1 支給品	3
9.2 貸与品	3
10. 提出書類	4
11. 検収条件	4
12. 契約不適合責任	4
13. 適用法規・規程等	4
14. 特記事項	5

別添 施設別対象設備数の内訳表

1. 件名

通報連絡設備保守点検作業（新分析棟等）

2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）の新分析棟等（新分析棟、新分析棟機械棟、保障措置分析棟、保障措置分析棟機械棟、事務棟、検査資料棟、モニタリングポスト監視装置建屋）に設置している通報連絡設備について保守点検作業を受注者に請け負わせるための仕様について定めたものである。

受注者は、本作業における対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において保守点検作業を実施するものとする。

3. 契約範囲

- (1) 定期点検作業
- (2) 保守作業（緊急保守作業）

4. 対象設備

- (1) 通報連絡設備主装置等…………… 1 式
- (2) 端末機等（別添参照）
 - 1) 壁掛型端局（スピーカ内蔵）…………… 65 台
 - 2) 卓上型端局（スピーカ内蔵）…………… 1 台
 - 3) 壁掛型端局（スピーカ外付）…………… 11 台
 - 4) 壁掛型スピーカ…………… 5 台
 - 5) ホーン型スピーカ…………… 9 台
- (3) 機器外部（別添参照）…………… 建屋毎 1 式

5. 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根 2 番地の 53

東海センター内指定場所

6. 実施期間等

(1) 実施期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）、その他東海センターが指定する日を除く。

(2) 実施時間

原則として次の時間帯に実施する。

8:30～17:00

ただし、必要がある場合は上記に定める時間以外の時間帯及び上記(1)のただし書きに定める日であっても業務を実施することがある。

7. 作業内容

7.1 定期点検作業

対象設備に対して、以下の定期点検を年1回、東海センター安全施設課からの指示書に従い実施すること。実施日については、東海センター安全施設課と調整を行うこと。

(1) 定期点検項目

1) 通報連絡設備主装置等

- ①外観点検 : 機器外観、取付け状態の確認、可動部の点検、スイッチ類の緩み、清掃等
- ②機能点検 : 主電源盤電圧測定、交換機電圧測定、増幅器電圧測定、リレー動作確認、警報回路の確認、指令呼出音量の確認、交換機の試験等

2) 壁掛型端局（スピーカ内蔵）、卓上型端局（スピーカ内蔵）、 壁掛型端局（スピーカ外付）

- ①外観点検 : 機器外観、取付け状態の確認、可動部の点検、スイッチ類の緩み、清掃、貫通口の防水絶縁パテの状況等
- ②機能点検 : 指令呼出音量の確認、通話の確認、呼出押釦動作確認、送話器フックスイッチ動作確認等

3) 壁掛型スピーカ、ホーン型スピーカ

- ①外観点検 : 機器外観、取付け状態の確認、可動部の点検、清掃等
- ②機能点検 : 指令呼出音量の確認、音量調節器の動作確認等

4) 機器外部

- ①機能点検 : 線路絶縁抵抗測定、線路インピーダンス測定等

5) 修理及び調整

上記 1)～4)の点検において、対象設備に故障もしくは不具合を確認した場合は、東海センター安全施設課の確認を得て修理及び調整を行うものとする。なお、交換部品については東海センター安全施設課が供給するものとする。

7.2 保守作業（緊急保守作業）

保守作業（緊急保守作業）が必要になった場合は、「6. 実施期間等」に関わらず東海センター安全施設課の指示を受けて、速やかに点検及び復旧のための処置を行うこととする。

7.3 修理費用

上記 7.1 及び 7.2 の作業において東海センター安全施設課が供給する部品以外の部品交換の必要が発生した場合、その部品代等の費用については東海センター安全施設課と調整の上、別途契約するものとする。

7.4 その他

受注者は、当該作業について関係省令に基づく手続き等が必要な場合は東海センター安全施設課に助言を行うこと。

8. 作業に必要な資格等

通報連絡設備保守点検作業の従事経験 3 年以上（1 名以上）

9. 支給品及び貸与品

9.1 支給品

- (1) 品 名：電気
- (2) 数 量：本作業に伴う必要量
- (3) 支給場所：新分析棟（機械棟含む）、保障措置分析棟（機械棟含む）、事務棟、検査資料棟、モニタリングポスト監視装置建屋
- (4) 支給時期：本作業実施時間内
- (5) 支給方法：東海センター安全施設課立会いのもと、無償にて支給する。ただし、支給場所から使用場所までのケーブル等の資機材は受注者が準備すること。

9.2 貸与品

- (1) 品 名：放射性防護具
- (2) 数 量：必要数
- (3) 引渡場所：新分析棟管理区域入口、保障措置分析棟管理区域入口
- (4) 引渡時期：作業開始前
- (5) 引渡方法：東海センター安全施設課立会いのもと、無償で貸与する。なお、受注者は貸与期間中、適切な管理を行い、受注者の責任による損傷等が生じた場合は、これらを弁償するものとする。

10. 提出書類

書 類 名	提 出 時 期	部数
作業員名簿※ ¹	業務開始前及び変更の都度速やかに	1 部
作業工程表	〃	1 部
組織体制※ ²	〃	1 部
作業要領書※ ³	〃	1 部
議事録	協議実施後速やかに	1 部
作業報告書	作業終了後 2 週間以内	1 部
終了届・検査調書※ ⁴	〃	1 部

※1：「8. 作業に必要な資格等」の内容確認のため、従事歴を記載すること。

※2：総括責任者、現場責任者、作業員等の体制及び連絡先を記載すること。

※3：作業要領書は、作業手順を記載すること。

※4：東海センター安全施設課が「指示書」とともに送付する「終了届・検査調書」を使用する。

(提出場所) 東海センター安全施設課

11. 検収条件

「10. 提出書類」の確認及び本仕様書に基づき実施した作業が本仕様書の内容を完全に満たすと認めたことをもって、検収とする。

12. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致(以下「契約不適合」という。)が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

13. 適用法規・規程等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 東海センター核燃料物質使用施設等保安規定
- (4) その他関係法令、規程、基準等

14. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、速やかにセンターと協議し、その決定に従うものとする。なお、協議事項及び協議結果等の記録（議事録）を作成し、速やかに東海センター安全施設課に提出すること。
- (2) 受注者は、「13. 適用法規・規程等」に示す関係法令等を遵守し作業時の安全を確保すること。
- (3) 受注者は本作業の実施にあたって、東海センター安全施設課の指示に従うものとする。また、火災、人的災害等の災害の発生防止に関し万全を期すこと。
- (4) 作業中は、設備及び機器等に損傷を与えないように十分に注意すること。万一、損傷が生じた場合は遅滞なく東海センター安全施設課へ報告を行い、その指示に従い速やかに原状回復を図ること。
- (5) 受注者の作業において、異常及び非常事態が発生した場合、東海センター安全施設課に速やかに通報し東海センター安全施設課の指示に従い応急措置対応を行うこと。
- (6) 受注者は、作業を実施することにより取得した情報を東海センターの施設外に持ち出して公開することはできない。また、特定の第三者に対価を受け、又は無償で提供することはできない。
- (7) 受注者の作業時には、東海センター安全施設課が立会う。また、指定場所以外の区域への立ち入り等の単独での行動は禁止する。
- (8) 写真撮影は構内全域で原則禁止とする。なお、写真撮影が必要な場合は東海センター安全施設課と調整し、その決定に従うものとする。
- (9) 本作業は管理区域内作業も含まれるため、放射線業務従事者登録を行い実施すること。なお、放射線業務従事者登録に伴う指定教育及び提出書類については別途指示する。
- (10) 受注者は、電気を使用する器具、工具、延長ケーブル等を東海センター内に持ち込む場合は、事前に点検を実施し、異常がないことが確認されたものを持ち込むこと。また東海センター内で使用する前に東海センター安全施設課の点検を受けて合格したものを使用すること。

以 上

施設別対象設備数の内訳表

施設名	端末機等	数量
新分析棟	壁掛型端局（スピーカ内蔵）	23 台
	壁掛型端局（スピーカ外付）	5 台
	壁掛型スピーカ	3 台
	ホーン型スピーカ	5 台
	機器外部	1 式
新分析棟機械棟	壁掛型端局（スピーカ内蔵）	3 台
	壁掛型端局（スピーカ外付）	2 台
	ホーン型スピーカ	2 台
	機器外部	1 式
保障措置分析棟	壁掛型端局（スピーカ内蔵）	5 台
	壁掛型端局（スピーカ外付）	3 台
	壁掛型スピーカ	2 台
	ホーン型スピーカ	1 台
	機器外部	1 式
保障措置分析棟機械棟	壁掛型端局（スピーカ外付）	1 台
	ホーン型スピーカ	1 台
	機器外部	1 式
事務棟	通報連絡設備主装置等	1 式
	壁掛型端局（スピーカ内蔵）	24 台
	卓上型端局（スピーカ内蔵）	1 台
	機器外部	1 式
検査資料棟	壁掛型端局（スピーカ内蔵）	8 台
	機器外部	1 式
モニタリングポスト監視装置建屋	壁掛型端局（スピーカ内蔵）	2 台
	機器外部	2 式